

会 議 結 果 概 要

会 議 の 名 称	令和7年度第2回古河市社会教育委員会議
開 催 日 時	令和8年3月23日（月） 午後3時00分～午後4時00分
開 催 場 所	古河市役所 古河庁舎2階 特別会議室
出 席 者	委員（11人）山下委員、齋藤委員、加藤委員、小倉委員、並木委員、岡田委員、假屋委員、三村委員、大谷委員、岡野委員、金田委員 事務局（13人） 生涯学習課 浜口課長、安喰補佐、因泥補佐、遠藤主幹 文化振興課 宇都木副部長兼課長、小川補佐、粕田館長（古河歴史博物館）、秋澤館長（古河文学館） 社会教育施設課 島田課長、植野補佐、国井係長（三和図書館） スポーツ振興課 森谷課長、横塚補佐
議 題	1 令和7年度社会教育事業報告について 2 その他
審 議 の 内 容	1 開会 2 委員長あいさつ 3 教育長あいさつ 吉田教育長欠席のため、宇都木副部長が代理であいさつ 4 議事 令和7年度社会教育事業報告について（各課より報告） (1) 生涯学習課 (2) 文化振興課 (3) 社会教育施設課 (4) スポーツ振興課 【質疑】 Q. 岡田委員…15 ページ下部の指定文化財の維持管理について、市内には「文化財の指定にならないが、文化的価値のある物」が存在する。そういった物の扱いはどうなるのか？また、長谷観音の西側歩道沿いにある案内看板が朽ち果ててしまっている。どうにかならないか？同様に雀神社の案内看板も劣化していたが、氏子らが中心となって修繕したと聞いている。 A. 小川補佐…文化財の指定については、古河市文化財保護審議会が教育委員会からの諮問を受けて審議することとなっている。様々な物が候補にでてくるので、順々に協議を行っている状態である。市指定文化財となるかは、審議

	会にかけてみないとわからない。 長谷観音西側の案内看板は、経緯は不明だが、県が行っていた事業であり、それを長谷観音が寄贈を受けたと聞いている。市の管理物件でないため対応は難しい。 A. 宇都木副部長…案内看板については、雀神社の事例を長谷観音に伝えるなどして対応を考えたい。また、貴重な文化財と思われる物の保存・継承については、文化財保護係も含め、今後を見据えてやっていきたい。まずは状況を整理して、良いタイミングがあれば報告したい。 Q. 並木委員…43 ページ、ゴルフ場管理運営事業について、ゴルフリンクスに行くと、イノシシが5～6頭出てくる。こういったイノシシがどこへ行ったのか、また、イノシシ対策をどのように行っているのか、わかる範囲で教えてもらいたい。 A. 森谷課長…イノシシの行き先は分からない。ゴルフリンクスではイノシシ対策として電気柵を設置している。電気柵設置以前から比べると、イノシシの侵入は大幅に防げていると職員から報告を受けている。 5 その他 (1) 社会教育委員視察研修について(報告) 6 各課から連絡 生涯学習課…人権啓発リーフレットNo.35 について 文化振興課…(古河文学館) 来年度の企画展、鷹見久太郎展について 社会教育施設課…公民館の管理制度について 社会教育施設課の移転について スポーツ振興課…なし 7 閉会
問 合 せ 先 (事務局)	古河市教育委員会 教育部 生涯学習課 生涯学習係 Tel : 0280-22-5111 (内線 2109)
備 考	

会 議 結 果 概 要 （記載例）

会 議 の 名 称	平成28年度第1回古河市情報審査会																								
開 催 日 時	平成28年4月22日（金）午前10時00分から午前11時45分																								
開 催 場 所	古河市役所 総和庁舎 4階会議室E																								
出 席 者	（委 員） 茨城委員、栃木委員、群馬委員、埼玉委員、 千葉委員 （実施機関） 東京課長、神奈川係長 （事務局） ○○総務部長、○○総務課長、○○課長補佐、 ○○係長、○○主幹																								
議 題	1 会長の選出について 2 職務代理者の指名について 3 平成27年度情報公開制度の請求・公開等状況について 4 平成27年度個人情報保護制度の請求・開示等実施状況について 5 情報公開請求に係る異議申立てについて																								
審 議 の 内 容	1 会長の選出について ・委員の互選により、茨城太郎委員に決定する。 2 職務代理者の指名について ・会長の指名により、職務代理者に栃木三郎委員を指名する。 3 平成27年度情報公開制度の請求・公開等状況について ・請求及び請求に係る公開等の状況を事務局から説明する。 [市の実施機関を対象とした条例に基づく情報公開請求・申出件数] <table><tr><td></td><td>請求</td><td>申出</td><td>合計</td></tr><tr><td>請求件数</td><td>6</td><td>65</td><td>71</td></tr><tr><td>公開</td><td>2</td><td>29</td><td>31</td></tr><tr><td>一部公開</td><td>3</td><td>17</td><td>20</td></tr><tr><td>非公開</td><td>1</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>不存在</td><td>0</td><td>14</td><td>14</td></tr></table> 4 平成27年度個人情報保護制度の請求・開示等状況について ・請求及び請求に係る開示等の状況を事務局から説明する。 [平成27年度 個人情報保護制度の実施状況] (1) 個人情報取扱事務の登録件数 1,158 件 (2) 自己情報開示請求 ・請求件数 11 ・開示 9		請求	申出	合計	請求件数	6	65	71	公開	2	29	31	一部公開	3	17	20	非公開	1	5	6	不存在	0	14	14
	請求	申出	合計																						
請求件数	6	65	71																						
公開	2	29	31																						
一部公開	3	17	20																						
非公開	1	5	6																						
不存在	0	14	14																						

	・一部開示 2 ・非開示 0 ※訂正、削除、中止請求はありませんでした。 (3) 不服申立件数 0 件 5 実施機関から諮問された「情報公開請求の異議申立て（1 件）」に係る審査を行う。 ※古河市情報審査会規則第 3 条第 4 項の規定により、審査会の会議は非公開とする。
問 合 せ 先 (事務局)	古河市役所 総務部 総務課 総務係 TEL 0280-92-3111 (内線 2211・2212)
備 考	* 情報公開制度・個人情報保護制度の請求・公開等状況については、市のホームページに掲載されています。

注) この原稿は参考事例です。

会 議 結 果 概 要 （記載例）

会 議 の 名 称	●●市協働のまちづくり市民会議（第4回）
開 催 日 時	※
開 催 場 所	※
出 席 者	※
議 題	1 協働事業市民提案制度について
審 議 の 内 容	1 協働事業市民提案制度について 以下のとおり協議を行い、意見を集約した。 （1）費用負担 市民提案型制度における対象経費の例示については、公募型補助金制度と同様とし、市が負担する額には限度を設けないこととした。 行政提案型制度においては、事業費と支払方法を明らかにして募集することとし、市民団体は、事業費の範囲内で具体的内容と実施形態・役割分担を明確にして事業を提案することとした。 （2）提言書（案）の内容について ・市民提案型制度を、事業提案制度とアイデア提案制度に分けて制度化することとし、アイデア提案者の要件に年齢制限は設けないこととした。 ・公平性の確保について協議が進められ、提案された事業に対して、審査委員会を設置して審査を行うとともに、事業の専門性や実効性を把握するために、必要に応じて専門家を招致し意見を聴取することとした。 ・モデル事業の実施について提言することとした。
問 合 せ 先 （事務局）	※
備 考	

注）この原稿は他市の事例です。

※印は記載を省略しております。